

平成十九年三月八日(木曜日)

午前十時開会

(中略)

○白眞勲君 民主党・新緑風会の白眞勲でございます。

今日は、昨日から始まっております日朝の作業部会の件、それからイラクの自衛隊の派遣の件等についても御質問をしたいと思いますけれども、その前に、いわゆる政府が今頑張っている地方の情報格差解消という観点から、特に放送の分野についてまず御質問したいなというふうに思っております。

昨今、様々な放送メディアが現れてきておりまして、ちなみに我が家もBSとかCSとか地デジとかいろいろ出てきまして、以前でしたら、ビデオをつなぐときにも、結構、日曜大工じゃないですけども、簡単にちゅっちゅっとなげたんですけども、最近はまだ配線が非常に複雑になっておりましてよく分からないような状況になってきている。これだけ複雑怪奇な状況の中で、当然地方でも同じ現象が起きているとも言われているわけで、まあ以前は東京の人間が旅行で地方に行くと、地方のテレビ局の放送が少なくて、放送局の数が少なくて結構いらいらしたりしたんですけども、最近はそのよ

うなこともだんだん少なくなってきた。

そういう中で、チャンネル数が地方でも増えて、何で地方で増えているのかといいますと、衛星放送だから見れるということもあるけれども、有料のケーブルテレビで都会の放送局の番組がそのまま見れるということにもなっているようなんですね。まあ、もちろん視聴者にとってみたら、いろいろ番組が楽しめるという意味では非常にいいんでしょうけれども、逆に、お金を払っている人にはいいけれども、そうでない場合は見れないわけで、そういう場合には、これって新たな地域内の情報格差というものを生んでいるのではないかなという素朴な疑問もあるわけなんです。

ちなみに、生活保護世帯の場合はNHKの受信料というのは無料なわけですから、だからといって、ここでケーブルテレビなども生活保護世帯には無料にしろといっても、まあこれは民間企業のことですから、なかなか政府が指示するわけにもいかないかなとも思っているんですけども、まず総務大臣にお聞きしますけれども、その点について総務大臣はどういうふうにお考えになっていますでしょうか。

○国務大臣(菅義偉君) 事業者の料金につきましては届出制となっております。基本的には事業者の経営判断ということでありまして、しかしながら、

ケーブルテレビ事業者が衛星放送だとか地上放送あるいはその他のメディアとの公正かつ有効な競争の下に低廉な価格で多様なサービスを視聴者に提供するというのは、これは地方にとっても、都会にとってもそうなんですけれども、極めて大事なことであるというふうに思っています。

総務省としては、これまで地域間格差を是正するという視点から、地域情報通信基盤施設推進交付金などによって条件不利地域における支援、あるいは競争環境の整備を図る観点から、有線テレビジョン放送事業の地元事業者要件の廃止、サービス区域制限の緩和など措置を講じてきております。低廉なサービスが提供されることができるようにこれからも支援をしていきたい、こう考えております。

○白眞勲君 是非そういういろんな振興策というのも今後取っていただきたいなというふうに思えるんですね。特に、地方でも、特にケーブルテレビ局の場合には地元のいろいろな、御当地のお祭りとかどこかの赤ちゃんが生まれたとか、そういったことまで放送しているわけですから、それを逆に言うと、所得水準の非常に低い方とか払えないで見れない方々にとってみると、逆に言うと、そこの中でまた格差というのが生まれていくんではないかなというふうにも思いますので、是非よろしくこれからもお願いしたいと思うんですけ

れども。

また逆に、ケーブルテレビ局がどんどん増えてくると、地元のテレビ局との競合関係ということもちょっと気になるんですけれども、その件に関してはどういうふうに総務大臣としてはお考えになっているのでしょうか。

○国務大臣(菅義偉君) 今委員御指摘されましたように、ケーブルテレビというのは、地元の正に生の情報というものを地域の皆さんに報道する、そういう意味で、ある意味では地域活性化だとかこれから地方の様々な魅力、そうしたものを報道するについて極めて大事なものであるというふうに思っています。

しかし、同時に、このCAテレビが再送信の同意を取らずに様々な問題もあることも事実でありまして、例えば同意の有無についてでありますけれども、有線テレビジョンと放送事業者の認識では差がありますけれども、約八百四十チャンネルというのは放送事業者の同意を取っていますけれども、しかしながら更新を忘れてたり、あるいは更新期間があっても協議をしないで再送信をしているケースというのが今三百十チャンネルほど私ども調査したらありました。

そういうことで、地元とかあるいは県域を越えた放送事業者との間でそうし

たトラブルがあるということも承知をしております。

○白眞勲君 正に今総務大臣が御指摘のとおりだと私は思うんですね。

以前、地方のケーブルテレビ局というのは地上波の電波が届きにくい地域、いわゆる難視聴地域を対象というのが主だったんじゃないかと思うんですが、やはりケーブルテレビ局といっても民間企業ですから、営業上、当然都市部、特に人口密集地域の、つまり、その地方の放送局の電波が届く地域に対して多チャンネルという営業をし出していると。

そこで、今正に総務大臣がおっしゃったように、この再送信、つまり、違法な再送信と言った方がいいんでしょうかね、地元の地上波の放送局の番組を無断で流していると、こういった違法なケースが今八百四十チャンネル中三百十チャンネルあるというのは、そういうことでよろしゅうございますか。

○国務大臣(菅義偉君) 私どもの調査ではそのとおりでありますけれども、ただ、それが従来ですと、契約をしていて期限が切れたものを知らなかったという、知らなかったというか気が付かなかったとか、あるいは同意の更新を拒否されてもそのまま流しちゃうとか、そういうものが三百十チャンネルあるということでもあります。

○白眞勲君 これっていわゆる法律違反ですよ。

○国務大臣(菅義偉君) そのとおりでありまして、総務省としては、今年の二月に法に基づいて再送信が適正に行われるように指導したところであります。

○白眞勲君 このいわゆる再送信、これはもちろんその地域の番組を、地域のテレビ局の番組をケーブルテレビ局が流している場合と、それから例えば東京とかそういう大都市部の番組を地方のケーブルテレビ局が無断で流しているケース、私は地域外送信というふうに聞いているんですけども、このケースはこの三百十チャンネルの中にあるんですか、その辺はどうなんでしょうか、具体的に。

○国務大臣(菅義偉君) 申し訳ありません。後で精査してお届けさせていただきますけれども、三百十の中にその部分も入っているということでございます。

○白眞勲君 つまり、違法だということを今総務大臣も認めた、お認めになったんですけども、違法と分かっているで何で放置していたんでしょうか。これ大分前から、当然、再送信という問題、これはチャンネルつけりゃだれだて見れるわけですから、その辺は、何で総務省としてほっぽり投げたのかなというのがちょっと疑問なんですけれども、その辺どうなんでしょうか。

○国務大臣(菅義偉君) 私ども、そのほっぽり投げたということというよりも、是非これは御理解をいただきたいんですけど、先ほど申し上げましたが、今まで放送していたと、契約期限が切れてもその更新をしなかった、それとか、放送事業者に同意の更新を拒否され、その後も協議が行われなくて進めていたと。お互いの、放送事業者、ケーブルテレビも含めて、その中でそんなに問題になってきてなかったと思いますね。

そういうことでそのまま放置をしたというのがこれは現状でありまして、私どもが今年の二月に初めて、その点、このままじゃ非常に問題が将来起きてくる可能性があるということで調査をしてその三百十が明らかになったということでありまして、これからはしっかりと指導させていきたいと思えます。

○白眞勲君 やっと総務省の方も少し、まあ失礼な言い方かもしれませんが重い腰を上げたということで、違法と分かっていたらすぐにこれを是正するのが政府として当たり前なことだと思えるんですけども。

ここで文部大臣にお聞きしたいと思いますが、つまり、このケーブルテレビ会社が放送局の制作した番組を勝手に流した場合というのは、これは著作権法違反ということになるんでしょうか。

○国務大臣(伊吹文明君) 先生御承知のように、著作権法の九十九条と

というのがございまして、ここには「放送事業者は、その放送を受信してこれを再放送し、又は有線放送する権利を専有する。」とございます。したがって、ケーブルテレビ局が放送事業者の専有をしている権利を対価を払わずに侵すということは、もうこれは明らかに法律違反でございます。

○白眞勲君 結構、私はこれ深刻だと思うんですね。つまり、著作権法違反のまま、つまり、これは実は韓国でも同じようなことというのは起きているわけですし、ワールドカップなんですけれども、ワールドカップのときにケーブルテレビ会社が無断で試合を流しちゃいまして、それで、まあ韓国国民はワールドカップで大騒ぎしているんですけれども、いわゆる権利関係でも大騒ぎになっちゃったということがあるわけですし、私は、この問題を放置すると、例えば韓国では、今まではおおらかだったんですが、ヨン様が出てきてから、自分の顔を売る関係で、どうしても金払えという話になっちゃって、大分権利関係というのはうるさくなっちゃった。

そういうことを考えると、やはりきちんとするということが、これは当たり前のことですし、これは国際常識でもあるわけで、私は一番懸念しているのは、これは北京オリンピック、今度開かれるわけなんですけれども、この放映権、放映の問題で、このケーブルテレビ局が仮に、何かスター選手とかきれいな女性

の何かが、何というんですか、出てきちゃったなんということになった場合に、やはりこれは知的所有権ですよ。それは結局、やはり注意しなければいけないのは、EPAの交渉で今海外といろいろやり合っている中で、日本側が、そういう著作権ちょっと守ってくれないと困ると言っている日本側が、あんなのところもやっているんじゃないかみたいなことを言われるわけですから、これ注意しなきゃいけないと思うんですけれども、国益を相当損ねていると思いますが、その辺は総務大臣、どういうふうにお考えでしょうか。

○国務大臣(菅義偉君) 基本的に、今の問題というのは文科大臣かなというふうに思いますけれども、私どもも、このテレビの、先ほど再送信の指摘がありました。そういう中で、当然、同意しなければ著作権の問題にもなるわけでありますので、その辺もしっかりと対応させていただきたいと思います。

○白眞勲君 私は別に総務大臣を責めているわけでも何でもございませんので、その辺は御理解いただきたいと思うんですけれども。

結局、総務省の方でもいろいろやったとしても、これは民間企業同士の、最終的には放送局とケーブルテレビ局との間の話合いということになっていくと思うんですけれども、なかなか、やはり無断で流すというのは、これは放送局にとってみたらこれは頭にくるわけですし、何らかの対価を払えとか、あ

るいは、どういう話し合いになるか分かりませんが、当然話し合っ
て何とかしてくださいよということになるんですが、そういったトラブルを解決する
方法として、つまり民間のテレビ局とケーブルテレビ会社が円満に話し合う
ことが重要なんですけれども、その利害がなかなか調整できない場合に総
務大臣の裁定という制度があるということを知りまして、今まで二件下され
ているようですね。

それを見ますと、私、えっと思ったんですけれども、その裁定の経緯につい
ては私もよく分からないんですけど、結果だけ見ると、ケーブルテレビ会社
にコンテンツをただで提供しなさいみたいな内容なんじゃないのかなと。でも、
コンテンツというのはこれ、テレビ局、まあ最近いろいろ捏造などの問題もあ
りますけれども、どうでしょう、やっぱりまじめに制作しているテレビ番組もあ
るわけですから、双方納得できるような公平な審判というのが裁定だと私は
思うわけですし、最終的にはケーブルテレビ局が放送局に対して何らかの
対価というのを払って円満に解決していくというのがこれはビジネス界の常
識だというふうに思うんですけれども、総務大臣、その辺はいかがござい
ますか。

○国務大臣(菅義偉君) 委員御指摘のとおり、やはり当事者間で行うべき

ものであって、そしてそれを受けているのであればそのようにすべきだというふうにも思います。

○白眞勲君 済みません、ちょっと、それとかそのようなという話をされたんで、もうちょっとその辺、具体的にお願いします。

○国務大臣(菅義偉君) 今委員御指摘のとおり、有線テレビが再送信を無断でするんであれば、当然そこが責任を負うというのが当然だろうというふうに思います。

ただ、これ民間同士の話し合いがありますので、そのことを私どもは待たなきゃならないと思いますけれども、どちらかと、そういうことであれば、再送信のことであれば当然有線テレビがということに思います。

○白眞勲君 有線テレビがということになりますというちょっと私もよく分からないんですけど、その辺はもう少し、ちょっと踏み込んで御発言をいただきたいというふうに思いますが。

○国務大臣(菅義偉君) 今の委員の御指摘というのは、同意を得ないで再送信の場合ということですよ。その場合は、やはり当然同意を得て行うのが当然のことであって、そこは話し合いに、民間同士の話し合いによるのがまず第一義的でありますけれども、同意を得ないで放送した場合はやはり責

任があるということだと思えます。

○白眞勲君 私は、裁定というのは最後の手段だというふうに思います。やはりこれは民間同士できちんと円満に話し合ってくださいよと、そうすれば私は解決できる問題だと思いますし、最終的にはそれで地方の皆様にも安心して良質なコンテンツを一杯提供できることが地方の格差にもつながっていくという部分においては、この裁定という伝家の宝刀を抜くのは極めて慎重にやっていただきたいなというふうに思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○国務大臣(菅義偉君) 私どもも、裁定というのは最後の手段というふうに私どもも思っております。再信同意の問題については、この至る前の段階で当事者間が誠意を持って解決をするのがこれ当然のことだというふうに思っています。

この協議を促進をしてきたところでありますけれども、自主的な解決をお互いにするようにという、そういうことをしてきたわけでありまして、しかし最終的にどうにもならないという形の中で、今まで二回裁定をしたということでもあります。

○白眞勲君 是非、そういう中でよろしく地方の皆様にも良好な番組を提供

できるように総務省としても是非頑張っていたきたいというふうに思っております。

続きまして、日朝の作業部会の件について御質問をしたいと思います。

昨日の午後からベトナムのハノイで行われている日朝の作業部会が北朝鮮の反発で中断したとのことですが、今どういう状況になっているのでしょうか。ちょっとその辺について、外務大臣、御説明願いたいと思います。

○国務大臣(麻生太郎君) 昨日スタートしておりますが、日本側の日朝関係に関する拉致の問題を含める問題は未解決という問題に対して、向こうが解決済みということで、その段階で、午前中の段階で協議継続というのをなしという形になっております。

それ以後、夕方等々いろいろ断続的にいろいろな連絡をいたしまして、今日、現地時間の十時過ぎですから、こっち時間で十二時過ぎぐらいに再開をすることになります。その段階でどういう出方になってくるか、大体想像の付くところではありますけれども、まあ余りいい加減な予想を言うのはいかなものかと思えますのであれですけれども、今そういった段階で両方の言い分は平行線をたどっておるというように御理解いただければよろしいのではないかと存じます。

○白眞勲君 今正に交渉が始まろうとするこの段階において、今日の交渉が始まるというこの段階において、大臣があれやこれやと言うのも私としてもどうなのかなというふうには思うんですけども。それにしても、やはり何でしょうね、自分の言い分とちょっと違うから席を立つというのは、これ、どう見てもやっぱりどうなんだろうかなというのを私ちょっと思うわけなんですけれども、外務大臣は率直にどう思われていますか。

○国務大臣(麻生太郎君) 日本でも審議拒否とかいろいろありますけれども、(発言する者あり)ありますけれども、基本的にはやっぱり話し合うというのはすごく大事なところだと思いますんで、こういったときに、とにかくこっちの言い分は聞きたくないみたいな話は、ちょっとそれは大人の交渉としてはいかなものかというのは、率直な実感としてはあります。

ただ、なかなかこの種の会合というのは、我々は長いこと北朝鮮との交渉をやってきておりますけれども、どうしても話は一方的になるという傾向はこれまでも多かったというのが事実だと思いますので、今回もそこは粘り強くやらなければならぬ大事なところだと思います。

○白眞勲君 今正に大臣がおっしゃいましたように、いわゆる拉致についての話が出たから、もうこれは解決済みなんだから話し合う必要はないんだと

ということだという人に、つまり拉致に関しては自分たちはゼロ回答なんだという態度を取るならば、当然、日本政府としては、拉致がゼロならば国交正常化もゼロよというスタンスが、やはりこの辺はしっかりと強く出るべきなのかなというふうに私は思うんですけども、その辺については大臣いかがでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) 拉致の問題の解決が国交正常化の大前提という話はもう事あるごとに言っておりますんで、今回の問題、六者会議の中で少なくとも日朝協議というのが五つの部会の中に一つ立ち上げた、しかもこれは六者協議の中の一つとして立ち上げておるとというのがみそだと思っておりますんで、そういう意味では、今回の問題では日朝国交化の話と拉致の話と二つ、一応部会を分けてやろうと思ったんですが、向こうはちょっと人がとてもそんなような感じでもありませんので、一日、一日でやることにさせていただきます。

したがって、今日、日朝国交の話になりましてもこの部会、昨日言ったとおりに、前々から言ったとおりに、拉致の問題が解決しないで何でこの話になんかできるんですかという話は、今度はこっち側から言うことになるということになろうと存じます。

○白眞勲君 アメリカと北朝鮮との協議は、何か我々が見ていると少なくとも今のところは比較的順調なんだというような報道もあるようなんですけども、二回目の作業部会も開くことに合意しているということですが、何か日朝間とは大分対照的なようなイメージというのもあるんですけども、外務大臣はどういうふうに思っていますでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) 米朝の話は、これはバンコ・デルタ・アジアという金融機関の話が主たる話になっていると予想をされますけれども、ちょっと内容を全部詳しく知っているわけではありません。しかし、アメリカの北朝鮮敵視政策等々の話がいろんな別の話、というのは、政権の保護とか政権に関与しないとか、いろんな話が巷間うわさされております。そういった問題がそこそこ行っていると思うんで、こっち側とはかなり温度差があるというのは事実だと、我々もそう思っております。

○白眞勲君 官房長官にちょっとお聞きしたいんですけども、先日の参議院予算委員会で安倍総理が、拉致問題については米朝の協議においても極めて重要な要素であるということを発言されているんですけども、どんどん米朝の間でテロ支援国家の解除の問題とかが話し合われる、金融制裁の問題も話し合われると。そして、日朝の作業部会は今何かぎくしゃく状

態という中で、何か様子が違うんですけれども、このままで行くと拉致問題が棚上げされていくという懸念というのは、政府ではどういうふうにお考えになっているのでしょうか。

○国務大臣(塩崎恭久君) これ、繰り返し総理からも、そしてまた今、麻生外務大臣からもお話がありましたように、今回の作業部会というのは六者協議の中ででき上がったわけで、日朝もこの六者の枠組みの中でできたということが大変大事だと思うんですね。

その二月の十三日にできた合意文書、それを見ていただくと、作業部会がそれぞれのペースでやるけれども、最後は全体を調整してやるんだと、こういうことになっているわけでありまして、したがって拉致問題だけが取り残されて全体が進むということは最終的にはないということだと思うんですね。ただ、どこかが一か所引っ掛かっているから全体が止まるみたいなことはないようにしようねということを今回、知恵として六者は合意をしたんだらうと思うんです。

でも、いずれにしても、拉致問題が残っているがゆえに我々だけ残されるというようなことはないというふうに我々は理解をしております。

○白眞勲君 今官房長官、どこかが一つ残っているから全体が動かないこ

とはないんだというちょっと御発言されたようなんですけれども、もう一回、ちょっとその辺、詳しく教えてください。

○国務大臣(塩崎恭久君) この二月十三日の合意文書の中で、原則として、ある作業部会における作業の進捗は、他の作業部会における作業の進捗に影響を及ぼしてはならないとまず書いてあるわけです。ですから、それは、作業部会五つありますが、それぞれがそれぞれのペースでどうぞやってくださいと。

一方で、五つの作業部会で策定された諸計画は、全体として、かつ、調整された方法で実施されると、こういうふうになっておりますので、全体として調整をされない限りは計画は実施されないということを今申し上げたわけであって、したがって拉致問題がどうしても解決しないのにほかの問題だけどんどんどんどん進んで、全体が、計画が実施されるということはないというのが今回の六者の中でのこういう形ができ上がった、つまりバイの二国間協議が米朝、そして日朝もやっているということが最終的には調整をされるんだということで、拉致問題について日本だけが取り残されるというようなことはないというふうに我々は理解していると、こういう話であります。

○白眞勲君 是非その辺をアメリカ、中国、韓国とよく連携を取ってやってい

ただきたいと思うんですけれども、そういう中で、チェイニー副大統領が先日、来日されました。いろいろな問題について話し合われたというふうに聞いているんですけれども、防衛大臣、何でチェイニー副大統領やネグロポンテ副長官とはお会いにならなかったんですか。

○国務大臣(久間章生君) チェイニー副大統領はそもそも私の直接のカウンターパートでありませんで、また日程その他を聞いてみても大変込んでおるようだったので、私の方からは申入れは行いませんでした。

ネグロポンテさんとは会う予定しておったんですけれども、国会の審議で時間が取れなかったものですから、これもやむを得ずキャンセルしてしまいました。これ、私の方のむしろ時間の都合でございました。

○白眞勲君 今防衛大臣と話し合わなきゃならないことが一杯私はあると思うんですよね。そういう中で、外務大臣とはお会いになっていると。自分のカウンターパートではないというのは、ちょっと私としては、あるいは国民としても腑に落ちない部分が私はあるんじゃないかなというふうに思うんですよね。

正に、今まで防衛庁というのは、過去の防衛庁というのは、世界から若干、防衛省じゃない部分だけ少し下に見られている部分があったから防衛省になるんだというふうになっている、そういうふうに今までも大臣の方でも何か

ちょっと御答弁、そのようなニュアンスの御答弁をされていて、防衛大臣になったから今度は逆に会えなくなっちゃったんじゃないかと、だったらかえって防衛庁の方がよかったんじゃないかと、そういうふうに、いろいろな仕事がそのときの方がよっぽどできたんじゃないか、何のために防衛大臣になっちゃったんだろうかというふうな素朴な疑問というのがあるんです。その辺はどうでしょうか。

○国務大臣(久間章生君) 実は、そういうことじゃございませんで、前、防衛庁長官のときも国防長官とは何回も会いましたけれども、副大統領とお会いすることは一回も、二年間やっていましたけれども一度もございませんでした。

それで、今度もゲーツ国防長官とはお会いしたいというそういう気持ちはございまして、いろいろ日程調整をこれまたやっていたんですが、例えば今月中にも、向こうの時間帯がある日にちのこの時間じゃないと駄目だというような、そういうような話がございまして、長官ともまだお会いしていないわけですね。その前にチェイニー副大統領とそれを飛び越えて会うということも私としてはやっぱり失礼だという気持ちも内心ございまして、それほど、いろいろ面白く言われているほどの内容はございません。

○白眞勲君 いや、別に面白く言っているというよりも、非常にやはりこれは重要な問題だと私は思うんですよ。

特に、相手が日程が合わないといったって、私も実は、会いたくない人に対しては日程が合わないと言って断るときがありますよ、まあ恐らく大臣はそういうことはないとは思っただけ。だから、やっぱりそういう日程のすり合わせがならないというのは、これは国民に対しては、余りそれは説得力は余りないんじゃないのかなというふうに私は思うんですね。

ですから、何というんでしょうかね、私の直接のカウンターパートじゃないからという、ちょっと失礼な言い方をすると、やはりこれは大臣としての職責を、何というんでしょうかね、放棄したことにならないのかなと。かえって、一部報道のように相手が会ってくれなかったんだということを正直に大臣がおっしゃったらいんじゃないかなと。その辺の率直な気持ち、よく大臣は、その辺率直な気持ちをお話しになりますから、お話を聞きたいと思えますけれども。

○国務大臣(久間章生君) いろんなマスコミとか雑誌等でそう言われておりますけれども、正直言って、私の方から申入れをしたわけでもありませんから、だから、そのところは誤解のないようにしていただかないと相手に対

しても失礼に当たると思いますよ、断ったというようなことになりますとですね。

しかし、先生がおっしゃられたように、私も会いたくないときは断るんだというようなことを言われたので、正に日程が合わないというような口実をつくって断ったかのような、そういうことにいたすと私は副大統領に対しても非常に失礼に当たると思いますので、そういうことはなかったということもまた御理解していただきたいと思うわけであります。

○白眞勲君 ちょっとイラクの問題について最後にお聞きしたいと思いますけれども、報道によりますと、取りあえず今回二年延長する旨の防衛大臣、お話を、御発言を、イラク特措法をですね、されているということなんですけれども、もしアメリカ軍がイラクから完全撤退を二年以内にした場合というのは、これ、航空自衛隊、今活動しているイラク、これは日本にもう当然そのときには帰ってくるということでよろしゅうございますね。

○国務大臣(久間章生君) これは、内閣官房の方でこれからどうするかまとめておられるわけでありまして、ただ、私の希望としては、一年というような年限で法律を延長されると大変慌ただしいことになるんじゃないかなという、そういうような気持ちを述べたわけでありまして、まだ延長するとかしな

いとか内閣として決めているわけではありませんし、また、今おっしゃいました二年にしておっても、その状況の中で一年で帰ってくる、これは内閣の決定でやれるわけでありますから。

○白眞勲君 そのときに、最後の質問ですけれども、今、増派されている現在二万人のアメリカ軍、これ、撤退をいずれすると思うんですけれども、その場合の撤退活動というのは、自衛隊、手伝うんでしょうか、空輸したりするんでしょうか。

○国務大臣(久間章生君) 現在のイラク特措法での業務内容、その業務内容に適合する場合はやれますけれども、適合しない場合はやれないわけでありまして、その辺は、どういう内容か、その時点にならないと、私は中身も見えないと分からないんじゃないかと思っております。

○白眞勲君 終わります。